

部分公開決定通知書

大東地第215号
平成28年5月31日

大東市泉町2丁目7番18号
光城敏雄様

大東市長 東坂浩一
(公印省略)

平成28年5月17日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり部分公開することに決定したので、大東市情報公開条例第10条第3項の規定により、通知します。

請求書受付年月日	平成28年5月17日
公開の方法	写しの交付（電子メールでの送付）
情報の件名	平成26年度北条西小学校跡地活用建築工事に関する起案及び支出命令書、領収書
公開しないと決定した部分	① 支出命令書中の金融機関名、預金種別、口座番号および口座名義人 ② 振込明細書中の振込先銀行、科目、口座番号、区分、振込先支店、受取人名ならびに内訳欄の行内および他行の件数および金額
公開しない理由	大東市情報公開条例第6条第1号に規定する「法人、団体または個人の事業者（以下「法人等」という。）に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由があるもの」と認められるため。

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大東市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定のあったことを知った日（大東市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する大東市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（大東市長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書に対する質問については、子ども室（072-870-9662）までお問い合わせください。